

各都道府県教育委員会学校給食主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人事務局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校給食における食中毒発生時及び事故等発生時の対応について

学校給食における休止と再開について、御尽力いただきありがとうございます。また、衛生管理につきましては、日頃より御理解・御協力を頂き、ありがとうございます。

さて、学校給食における食中毒（疑いを含む）、異物混入、食物アレルギーに関する事故及び重大なヒヤリハット等の発生時（以下、「食中毒及び事故等発生時」という。）の対応について、改めて別紙のとおり依頼します。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内市町村等教育委員会（指定都市を含む）に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、域内の学校法人に対して、周知を図るとともに、適切な対応をお願いします。また、国公立大学法人におかれては、文部科学省に対して直接報告をお願いします。

- 別紙1 学校給食における食中毒及び事故等発生時の対応
- 別紙2 連絡体制の報告様式
- 別紙3 学校給食における食中毒発生時の対応

（参考）学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（平成21年4月1日付け21文科ス第6010号
文部科学省スポーツ・青少年局長通知）（抄）

（略）

II 留意事項

三 その他

4 文部科学省への報告

ア 都道府県教育委員会及び都道府県知事は、域内の学校に感染症・食中毒やその他学校給食による健康被害の集団的発生又はそのおそれがある場合には、別紙4-1「学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告」を、終えんした場合には、別紙4-2「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」により、速やかに文部科学省スポーツ・青少年局長^{*}に報告すること。

なお、感染症・食中毒等の発生後、その状況の軽重により、適宜中間報告をすること。

イ 国立大学の附属学校に感染症・食中毒やその他学校給食による健康被害の集団的発生又はそのおそれがある場合には、様式4-1「学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告」を、終えんした場合には、別紙4-2「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」により、速やかに文部科学省スポーツ・青少年局長^{*}に報告すること。

なお、感染症・食中毒等の発生後、その状況の軽重により、適宜中間報告をすること。

ウ ア及びイの報告に際しては、参考となる献立表等の資料を添付すること。

（※現在は、文部科学省初等中等教育局）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 学校給食係
TEL：03-5253-4111（内線2694）

学校給食における食中毒及び事故等発生時の対応

- ① 食中毒及び事故等発生時には、文部科学省との連絡責任者を決め、別紙 2 を文部科学省に提出すること。

- 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課の対応者及び連絡先
- 担当者
 - 学校給食調査官 齊藤 るみ
 - 学校給食係 青山 恵津子
 - 荒井 香穂
 - 田中 秀門
 - 連絡先
 - 電話 03-5253-4111 (内線 2694)
 - (夜間 03-6734-2694)
 - FAX 03-6734-3794
 - メールアドレス shoku@mext.go.jp

- ② 食中毒及び事故等発生時には、保護者への説明を適切に行うとともに、文部科学省に報告や関係資料の提出を行うこと。

- ③ 食中毒発生時には別紙 3 により、その他の事故等発生時には別紙 3 を適宜参考にして対応すること。

※ 文部科学省への報告や関係資料の提出は迅速に願います。

※ 文部科学省との連絡責任者は、都道府県教育委員会又は市区町村教育委員会としてください。

※ 文部科学省との連絡は、①の連絡責任者が行ってください。

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

〇〇〇教育委員会 〇〇〇〇課長

〇〇〇〇〇の発生について、次のとおりの連絡体制で対応します。

(対応者)

(連絡先)

電話

FAX

メール

(休日連絡先)

対応者

電話

FAX

学校給食における食中毒発生時の対応

- 1 報告受理内容について詳細を確認。
 - ・必要に応じて職員を現地に派遣するなどして的確な情報の把握・確認を行う。
 - ・都道府県教育委員会においては、必要に応じて市区町村教育委員会や学校に対し指導・助言を行う。
 - ・連絡体制を整備し、衛生部局との連携を密にする。
- 2 文部科学省に報告。(速報)
- 3 文部科学省に関係資料を提出。
 - ① 学校(共同調理場)における食中毒等発生状況報告書
(「学校給食衛生管理基準 別紙4-1」)
 - ② 献立表(使用食品を記載したもの)2週間分
 - ③ 学年毎の児童生徒数と教職員の患者数の状況(毎日)
 - ④ 調理作業工程表
 - ⑤ 作業動線図
 - ⑥ 加熱温度記録簿
 - ⑦ 給食用物資検収票
 - ⑧ 検食簿
 - ⑨ 学校給食従事者の検便検査結果
 - ⑩ 学校給食従事者の個人ごとの健康記録簿
 - ⑪ 学校給食日常点検票
 - ⑫ 発生の経過を時系列にまとめたもの
 - ⑬ 保健所の指示事項
 - ⑭ 学校医等の指示事項
 - ⑮ 調理室の平面図
 - ⑯ 保存食記録簿
 - ⑰ その他
- 4 教育委員会専門職員などの派遣
保健所の立入調査に立ち会い、情報提供・情報収集に当たる。
- 5 報道発表
衛生部局の報道発表後
※記事等は文部科学省に随時送付願います。
- 6 衛生管理改善指導
教育委員会専門職員の派遣
- 7 終息後の文部科学省への報告
学校における感染症・食中毒等発生状況報告書にて報告
(「学校給食衛生管理基準 別紙4-2」)